

# 鳥取縣公報

## 訓令

◇鳥取縣訓令甲第八号

幡郷縣管發電建設事務所長

幡郷縣管發電建設事務所事務規程を次のように定める。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴 木 武

幡郷縣管發電所建設事務所事務規程

第一條 幡郷縣管發電建設事務所に左の職員を置く。

所 長

所 員 若干名

第二條 所長は知事の命をうけ所務を総理し、所員を指揮監督する。

所員は所長の指揮を受け事務に従事する。

昭和二十六年四月二十四日 火曜日  
第二千二百三十三号

本書ノ大キサハ國定規格ハ五判

所長事故あるときは上席の所員その職務を代理する。

第三條 所長は所員の事務分担を定めて知事に報告しなければならぬ。

これを変更したときも同ようとする。

第四條 この規程に定めたものの外必要な事項については知事が別に定める。

附 則

この規程は昭和二十六年五月一日から施行する。

## 告 示

◇鳥取縣告示第百八十五号

昭和二十五年十一月鳥取縣告示第五百五十三号中医療機関の指定を次のように取消した。

昭和二十六年四月二十四日

00640

鳥取縣知事職務代理者  
鳥取縣副知事 鈴木 武

名称 住所

齊藤医院 八頭郡船岡村大字船岡五六五  
宇根岡医院 氣高郡勝部村大字紙屋六二四ノ一

◇鳥取縣告示第百八十六号

昭和二十五年十一月鳥取縣告示第五百五十三号中指定医療機關から次のように住所変更の届出があつた。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

名称 住所

安藤齒科医院 旧 日野郡黒坂町大字黒坂一、四五〇  
新 鳥取市元鑄物師町六

◇鳥取縣告示第百八十七号

幡幡縣管發電建設事務所設置規程を次のように定める。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

幡幡縣管發電建設事務所設置規程

第一條 次に掲げる縣管發電の建設事務を掌理させるために、幡幡縣管發電建設事務所を設置する。

一、調査及び設計に関する事項

二、工事施行に関する事項

三、工事用人夫の傭入れに関する事項

四、前各号の外必要と認める事項

第二條 この事務所の位置は西伯郡幡幡郷村とする。

附則

この規程は昭和二十六年五月一日から施行する。

◇鳥取縣告示第百八十八号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十六年四月三日変更登録した。

00641

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取縣知事登録 (五)第三七号 昭和二十四年 八頭土木建築  
十月十九日 有限会社

元 八頭郡賀茂村大字郡家二二九  
改 郡家町大字郡家二二九

申請者氏名

取締役社長 山野 豊美

右同 第九九号 右同 小谷組

元 東伯郡泊村大字泊七七八七  
改 東郷松崎町字中興寺 小谷庄左衛門

◇鳥取縣告示第百八十九号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第十四條第四号の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業法登録簿から次の者の登録を昭和二十六年四月三日まづ消した。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

鈴木 木

武

登録番号 登録年月日

商号又は名称

申請者氏名

鳥取縣知事登録 (五)第一一四号 昭和二十四年 関金協同工業  
十一月十一日 株式会社

東伯郡矢送村大字 関金宿一三一八

藏田 武

◇鳥取縣告示第百九十号

建設業法(昭和二十四年五月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理人

鳥取縣副知事

鈴木 木

武

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録  
(S)第二〇二号

昭和二十六年  
一月十九日

嶋本組

日野郡江尾町一四

嶋本 信雄

第二〇三号

一月二十二日

米子機工株式会社

米子市加茂町二丁目九三

取締役社長 増本 幸一

第二〇四号

一月二十七日

宇治田組

鳥取市若楼町五二ノ一

取締役社長 宇治田光壽

第二〇五号

二月一日

北村電氣工業株式会社

東伯郡倉吉町大字西町二六七六取締役社長

北村 松吉

第二〇六号

二月十五日

小谷工務店

東町三五六

小谷 孫市

第二〇七号

〃

株式会社 千代組

八頭郡智頭町大字智頭三三三 取締役社長

米井 信夫

第二〇八号

三月九日

山陰中央土木有限会社

米子市道笑町三丁目二七

大山初太郎

第二〇九号

〃

松本組

日野郡日野町大字下榎二一〇

松本 政一

第二一〇号

三月二十二日

榮建設興業所

東伯郡榮村大字亀谷四三三

伊藤長五郎

第二一一号

〃

米子瓦斯株式会社

米子市東町七一

取締役社長 赤沢 正道

第二一二号

〃

恒成建設

八頭郡那家町大字那家三五〇

恒次 稔

第二一三号

三月二十六日

橋谷組

東伯郡倉吉町大字堺町二丁目九七一

橋谷 幸吉

第二一四号

〃

関西水道工業有限会社

鳥取市川外大工町二〇

代表取締役 富本 純一

◇鳥取縣告示第九十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年十二月農林省令第百三十三号)第三十二條の規定により次の者に対し主要食糧小売販売業者内の業者登録をした。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理人

鳥取縣副知事

鈴木 木

武

登録番号

郡市名 町村名

代表者氏名

名称

営業所所在地

三〇〇

鳥取市

漆原 健治

美保農業協同組合

吉成五一〇

三〇一

〃

清水 利夫

清水精米所

南行徳七二ノ三

三〇二

米子市

加藤 晴光

加藤精米所

道笑町三丁目九三

三〇三

〃

別所 孝一

別所米雜穀店

博勞町三ノ二九

三〇四

東伯郡

浦安町

浦安米穀小売企業組合

浦安三〇八

三〇五

西伯郡

古徳 秀徳

古徳精米所

外江二、七六七

三〇六

〃

藪内 文夫

外江町農業協同組合

〃 二、〇七二

三〇七

〃

足立 東

外江米穀小売企業組合

〃 二、〇九〇

三〇八

〃

遠藤 邦雄

花見屋精米所

〃 二、〇六九

三〇九

〃

尾沢 守正

尾沢商店

淀江七七四

◇鳥取縣告示第九十二号

昭和二十六年二月鳥取縣告示第四十九号中次の者に対する小売販売業者甲の業者登録を取消した。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

住所 氏名

岩美郡面影村大字雲山 土井壽美江  
氣高郡神戸村大字岩坪 坂本 鶴藏

◇鳥取縣告示第九十三号

昭和二十六年二月鳥取縣告示第九十七号中次の者に対する小売販売業者丙の業者登録を取消した。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

住所 氏名

氣高郡豊実村大字宮谷 木下繁美 豊実村農業協同組合

◇鳥取縣告示第九十四号

氣高郡東郷村高路耕地整理組合の換地処分については昭和二十六年三月三十一日認可した。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

◇鳥取縣告示第九十五号

岩美郡東村陸上耕地整理組合第二区の換地処分については昭和二十六年三月三十一日認可した。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

◇鳥取縣告示第九十六号

次の土地を保安林に編入する予定である。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

00645

記

郡	町	村	大字	字	地	番	地目	面積	編入面積	保安林種	所有者住所氏名
西伯	大山	豊房	上開林	一九一六	山林	町一〇〇五	町一〇〇五	一〇〇五	一〇〇五	保安林	西伯 大山 金田定次郎
"	"	"	"	一九一七	"	"	"	一一二二	一一二二	"	川田百次郎
"	"	"	"	一九一八	"	"	"	〇三二四	〇三二四	"	小原重太郎
"	"	"	向林ノ一	一九三四	"	"	"	五六二一	五六二一	"	宮長 庫久
"	"	"	"	一九四六	"	"	"	二〇〇八	二〇〇八	"	米子市尾高 坂口合名会社

◇鳥取縣告示第九十七号

食糧管理法施行規則(昭和二十五年十二月農林省令第三百三三号)第三十五條の規定により次の者に対し米穀とう、精業者の業者登録をした。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

鈴木 木

武

登録番号	郡市名	町村名	代表者氏名	名称	営業所所在地
二五八	西伯郡	大国村	吉原 正	大国村農業協同組合	原四七七
二五九	"	所子村	西川 磯猪	西川精米所	国信五四五ノ二

00646

- 二六〇 " " 岡田 伸樹 岡田製粉所 中高三六四
- 二六一 " " 境町 酒井登美子 酒井精米所 相生町一
- 二六二 " " " 寺本 榮治 寺本精米所 大正町七八

◇鳥取縣告示第九十八号

昭和二十六年二月鳥取縣告示第九十八号中次の者に対する米穀とう、精業者の業者登録を取消した。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

住所 氏名

東伯郡南谷村大字下河原 岸本健二郎

◇鳥取縣告示第九十九号

鳥取縣會計規則(昭和二十五年六月鳥取縣規則第四十二号)第二條の規定による廢の中鳥取縣立東伯高等学校を昭和二十六年三月三十一日廢止した。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

◇鳥取縣告示第二百号

鳥取縣立由良育英高等学校を鳥取縣會計規則(昭和二十五年六月鳥取縣規則第四十二号)第二條の規定による廢に昭和二十六年四月一日指定した。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

◇鳥取縣告示第二百一號

耕地整理施行のため岩美郡東村の字の区域を次のように変更する。

00647

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

◇鳥取縣告示第二百二號

狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年九月厚生省令第五十二号)第十條第一項の規定により次のように狂犬病予防注射を実施する。

昭和二十五年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

区域及び日時

区域(市町村) 実施場所

現 在 区 域	変 更 区 域	附 記
大字名	字名	反別
陸上 宇和成田九五八ノ二 田	陸上 河原田	全筆
" " 九五九ノ二	" "	"
" " 九六〇ノ二	" "	"
" " 九七二ノ四	宇和成田	"
" " 九七三ノ二	" "	"
接種月日	曜日	接 種 時 間
五月 四日	金	午前九時から十一時まで
" "	"	"
" "	"	午後一時から三時まで
" "	"	"
七日	月	午前九時から十一時まで
" "	"	"
" "	"	午後一時から三時まで

倉田村	倉田村役場
面影村	面影村
米里村	米里村
津ノ井村	津ノ井村
蒲生村	蒲生村
田後村	田後村
岩井町	岩井町





五月一日	火	午後十二時三十分から二時三十分まで	赤碓町	南谷村
二十八日	土	午前十時から十二時まで	成美村	成美村
二日	水	"	矢送村	矢送村
四日	金	"	上小鴨村	上小鴨村
七日	月	"	赤碓町	赤碓町
八日	火	午後十二時三十分から二時三十分まで	上小鴨村	上小鴨村
九日	水	"	竹田村	竹田村
十日	木	午前九時三十分から十一時三十分まで	由良町	由良町
十一日	金	午前九時から十一時まで	旭村	旭村
			大誠村	大誠村
			小鹿村	小鹿村
			榮村	榮村
			三徳村	三徳村
			下北條村	下北條村
			三朝村	三朝村
			中北條村	中北條村
			舍人村	舍人村
			上北條村	上北條村
			泊村	泊村

十二日	土	午前十一時三十分から午後一時三十分まで	灘手村	灘手村
十四日	月	午前十一時から十二時まで	宇野村	宇野村
十五日	火	午後十二時三十分から二時三十分まで	八橋町	八橋町
十六日	水	午前九時から十一時まで	橋津村	橋津村
十七日	木	午後十二時三十分から二時三十分まで	古布庄村	古布庄村
十八日	金	午前九時から十一時まで	長瀬村	長瀬村
十九日	土	午後十二時三十分から二時三十分まで	下郷村	下郷村
二十一日	月	午前九時三十分から十一時三十分まで	上井町	上井町
七日	月	午前十時から十二時まで	上郷村	上郷村
			西郷村	西郷村
			浦安町	浦安町
			東郷松崎町	東郷松崎町
			社村	社村
			淺津村	淺津村
			倉吉町(旧小鴨村)	小鴨村
			花見村	花見村
			倉吉町	倉吉保健所
			逢坂村	逢坂村役場



午後一時から四時まで	彦名村	彦名村
午前九時から十二時まで	富益村	富益村
午後一時から四時まで	夜見村	夜見村
午前九時から十二時まで	米子市	米子市に於て場所は決定のこと
午前九時から午後四時まで	八鄉村	八鄉村役場
午前十時から十二時まで	二部村	二部村
午前九時から十二時まで	溝口町	溝口町
十二時から午後一時まで	日光村	日光村
午前十一時から十二時まで	米沢村	米沢村
午後二時から三時まで	江尾町	江尾町
午前十一時から十二時まで	神奈川村	神奈川村俵野公会堂
午後二時から三時まで	日野村	日野村
午前十時から十一時まで	根雨町	根雨町金持公会堂
午後二時から四時まで	根雨町	根雨町役場

鳥取縣告示第二二三三号

鳥取縣魚市場條例(昭和二十五年四月鳥取縣條例第九号)第四條第一項の規定により次のものを魚市場として登録した。

昭和二十六年四月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

一、申請者の住所氏名

四日	金	午前九時から十一時まで	黒坂町
"	"	午前十時から十二時まで	石見村
"	"	午前十一時から十二時まで	阿毘縁村
"	"	午後三時から四時まで	多里村
"	"	午後三時から四時まで	山上村
"	"	午後十一時から十二時まで	大宮村
"	"	午後二時から四時まで	"
"	"	午前十時から十二時まで	日野上村
"	"	午前十一時から十二時まで	福榮村

黒坂町	黒坂町
石見村	石見村
阿毘縁村	阿毘縁村
多里村	多里村
山上村	山上村
大宮村	大宮村中原分教場
"	大宮村役場
日野上村	日野上村
福榮村	福榮村

鳥取縣東伯郡上北條村大字大塚四〇番地

上井水産株式会社

代表取締役 生田 嘉市

二、市場の名称及び所在地

上井魚市場 鳥取縣東伯郡上井町上井二二三番地の二

三、登録番号 第四号

四、登録期間 自昭和二十六年四月二十四日

至 三十二年四月二十三日